◎新潟県告示第900号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、新潟県（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成28年８月19日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　作業種類　公共測量（基準点測量）

２　作業期間　平成28年８月１日から平成29年３月15日まで

３　作業地域　新発田市下中江及び下三光地内